

令和5年度
第5回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和5年8月10日開会

高松市農業委員会

令和5年度第5回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和5年8月10日（木）午後2時開会

開催場所 高松市役所13階 大会議室

出席委員 24人（委員総数24人）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 藤澤 鶴夫
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 22番 橋田 行子
- 23番 谷本 寛昇

欠席委員 1人

- 16番 河田 薫
- 24番 奈良 稔

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 山上 浩平
- 農政課長補佐 森 亮介
- 農地係長 森 明雄
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副主 幹 古免 範彰
- 副主 幹 田山 元太
- 主任主事 栗永 亘

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例18条第1項の規定による開発計画に対する意見について

議案第11号 農地転用許可に係る審査基準及び高松市農地関係事務処理要領の一部改正並びに農地法第3条第1項の許可に係る農地法第3条関係事務処理要領の一部改正について

報 告 ア 高松市農業経営基盤強化基本構想の変更について

イ 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和5年度第5回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中22人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、16番 河田委員、24番奈良委員の2名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び6番白井委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、分譲住宅用地に転用するため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

転用の内容については、5条許可申請所有権8番、9番のとおりです。

2番、3番は、賃借人の労力不足により、所有者自らが耕作するため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番は、第三者へ所有権を移転するため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

所有権移転の内容は、農地法第3条第1項許可申請所有権12番のとおりです。

5番は、第三者へ所有権を移転するため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は貸付地の無償譲渡となっています。

所有権移転の内容は、農地法第3条第1項許可申請所有権13番のとおりです。

6番、7番は、転用する予定のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

8番は、第三者に所有権を移転するため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

所有権移転の内容は、3条許可申請所有権17番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書3ページを御覧ください。

1番、2番は、転用予定のため、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。

3番、4番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

5番は、第三者へ所有権移転するため、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。

所有権移転の内容については3条許可申請所有権7番のとおりです。

6番は、借人の事情により、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。

7番は、借人の事情により、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。

8番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。

転用の内容は、5条許可申請所有権15番のとおりです。

9番、10番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

転用の内容については5条許可申請所有権16番のとおりです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について8件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について10件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

本件は、平成27年12月25日付けで、サービス付き高齢者住宅敷地用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったもので、取消後、684-1は申請者が農地として、また、686-6は転用申請し、駐車場用地として利用するものです。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、転用者は近隣で賃貸アパートを経営しており、入居者用の駐車場を造成したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、

隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業機械の大型化に伴い、父が納屋及び車庫を増築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和54年に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が279.42平方メートルあります。

3番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅兼納屋を建築した際、父が誤って農地の一部に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和57年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、年齢を考え将来の農地管理の負担を減らし、老後の安定した収入確保のため、共同住宅経営を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、貸住宅の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、賃貸を目的とした住宅を建築したが、間取りが狭いことから借り手がつかないために増築した際、誤って農地の一部に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成29年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が51.61平方メートルあります。

6番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、転用者は隣接地で賃貸アパートを経営しており、入居者用の駐車場が不足していることから、露天貸駐車場用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が998.30平方メートルあります。

7番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、年齢を考え、将来の農地管理の負担を減らし、老後の安定した収入確保の為、共同住宅経営を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、市道から自宅までの通路幅が狭く、車の出入りが不便なことから、宅地拡張用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が876.29平方メートルあります。

9番は、農家住宅の宅近拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、当時申請地には父の自宅があり、その進入路の一部として利用していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成14年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が494.79平方メートルあります。

農地法第5条許可申請所有権13番に関連しています。

10番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接地の自宅が手狭で収納スペースが不足していたことから物置や、農作業の休憩所を建築し利用していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成15年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が290.72平方メートルあります。

11番は、貸倉庫・休憩所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋を建築した際、誤って農地の一部に越境したもので、現在は申請地近隣にある申請者が役員を務める会社への貸倉庫・休憩所として利用しているもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和45年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が385.29平方メートルあります。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでもありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

1番と2番は、令和4年3月8日付けで、露天駐車場用地、店舗用地として、それぞれ転用許可を受けていましたが、隣接店舗との折衝に想定以上の時間を要したことから、本申請が関連議案であるため、同時申請となったものです。

なお、農地法及び国の定める同事務処理要領に的確に対応するため、工事期間を令和4年4月10日から令和6年7月30日に変更しようと、許可後の事業計画変更申請をするものです。

3番は、令和5年2月22日付けで、宅地分譲（3区画）として転用許可を受けていましたが、区画数が増えたため、計画変更をすることと、併せて、工事期間を令和5年4月10日から令和6年8月31日に変更するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

4番は、平成30年5月11日付けで、2棟の分譲住宅用地として変更承認を受けていましたが、地域住民より駐車場設置の要望があったことから、分譲住宅1棟と露天貸駐車場に変更し、許可後の事業計画変更申請をすることと、併せて工事期間を令和3年3月16日から令和6年3月15日に変更するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について4件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の富本委員より報告をお願いいたします。

富本委員 調査委員の富本です。

今回の特別現地調査委員は、白井委員と、私の2名で、本日、午前中に現地調査を実施しました。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は、所有権移転案件5件です。

うち、1番、3番、4番及び5番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施

しています。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、香川高等専門学校高松キャンパス東400メートルに在り、不動産業を営む転用事業者が、新たに共同住宅を建築し、経営をするため転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は教育施設や商業施設が整い、分譲住宅、共同住宅により宅地化も進み、住環境に優れた地域であり、入居の需要が十分見込まれ、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は土地所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、高松市立一宮中学校北東300メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は北側が高松市道に、東側は県道川東高松線に面し、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅により宅地化が進んでおり、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、高松市立古高松南小学校東900メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道高松志度線に接し、転用区域の中央部には、高松市道が南北に配置され、東西二つに分かれた区域形状で、効率的な宅地の区画割ができ、交通の利便性も良く、周辺は、教育・商業施設が整い、宅地化が進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、転用地4筆のうち、1筆は、内面積設定されていますが、残地部分は同時に提出されている5条一般議案の転用地に含まれています。

18条6項通知1番に関連しています。

私の説明はここまでとし、4番からは、白井委員が説明します。

白井委員 4番は、サンメッセ香川東800メートルに在り、運送業を営む法人が、事業が好調で、事業用車両の増車計画があり、既存の駐車場が手狭で対応できないことから、新たな事務所・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道太

田上町志度線に面し、高松中央インターチェンジに近く、交通の利便性が良く、南側も高松市道に面し、大型車両の出入りがしやすく作業効率が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が1,330.10平方メートルあります。

申請地は、高松市立川島小学校東450メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、申請地は、東側が高松市道に面し、交通の利便性が良く、周辺は、教育・商業施設が整備され、分譲住宅や共同住宅等により宅地化が進んでいる、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借に係る農地返還通知8番に関連しています

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権5件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山副主幹 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、特別議案です。

2番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農

地区区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、交通の利便性も良く、周辺は、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、交通の利便性も良く、周辺は、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和57年に一部建築済ですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が17.14平方メートルあります。

5番は、申請者が代表を務める法人が、隣地の古民家を保養所・研修所として利用するに際し、社員の駐車場が必要になり、また、現在使用している資材置場が手狭であることから、新たに露天貸駐車場・資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接しており、資材等を搬入する際の利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が665.99平方メートルあります。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

6番は、特別議案です。

7番は、不動産業等を営む法人が、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、

被害防除措置も適切であると考えます。

続いて、議案書9ページを御覧ください。

8番は、不動産業等を営む法人が、現在営業している支店のテナント契約が終了することから、新たな店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道高松志度線に接し、また、東側が市道に接しており、交通の便が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。18条6項通知1番と関連しています。

9番、10番は、特別議案です。

11番は、申請者が代表を務める法人が、現在使用している資材置場が手狭であることから、新たに露天貸資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、住宅への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成14年頃に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が490.82平方メートルあります。

3条許可申請所有権11番、4条許可申請9番と関連しています。

13番は、申請者が代表を務める法人が、事業の効率化を図るため、本社近くに資材置場が必要になったことから、露天貸資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和53年頃に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

続いて、議案書10ページを御覧ください。

14番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との

調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、特別議案です。

16番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知9・10番と関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

議案書11ページを御覧ください。

1番の転用者は、近隣で料理店の出店を計画しており、駐車場が必要になるため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が17.49平方メートルあります。

2番は、自動車の販売、修理等を営む法人が、露天車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、交通の利便性も良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成20年頃に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、2番の転用者が、現在使用している車両置場が手狭になったことから、新たに露天車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、交通の利便性も良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が395.20平方メートルあります。

4番は、污水处理場及び浄化槽の保守点検に関する業務等を営んでいる法人が、申請地の東側で合併処理浄化槽の交換をするのに際し、工事期間中の仮設工事用道路として令和5年8月31日から令和5年9月20日までの間、一時転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、

被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が2,258.39平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書12ページを御覧ください。

1番は、建築工事業等を営む法人で、施設敷地内での従業員用の駐車場及び資材置場が手狭であることから、新たな露天駐車場・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,007.75平方メートルあります。

また、4条許可の取消願1番と関連しています。

2番の転用者は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、実家にも隣接しており、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が48.47平方メートルあります。

3番の転用者は、現在、借家住まいで、住居が手狭であるため、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、実家にも隣接しており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の転用者は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、西側が市道に接し、実家にも近く、農業経営の補助をすることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番の転用者は、現在、借家住まいで子の誕生に伴い、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、北側が市道に接し、また、実家にも近いため、相互に面倒も見られることから、転用理由と農地

区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番の転用者は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となるため、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、借人の妻の実家にも近く、将来、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番の転用者は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、実家も近く、家族の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権11件、賃借権4件、使用貸借7件、計22件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第7号のうち、所有権6番については赤松委員に関係する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、赤松委員に退出頂いた上で他の案件に先立ち、本件の審議をお願いします。

事務局は赤松委員の退室を誘導してください。

——赤松委員退室——

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転6番について、御説明申しあげます。

議案書13ページの6番を御覧ください。

6番は、譲渡人の労力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得

後は水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

所有権6番についての説明は以上です。

御審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。———御発言がないようでもありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち所有権6番について許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでもありますので、所有権6番については許可することに決定いたしました。

それでは、赤松委員の入室誘導をお願いします。

——赤松委員入室・着席——

引き続きまして、その他の案件について、事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 引き続き、所有権移転案件を御説明申し上げます。

議案書13ページの1番から御覧ください。

1番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は季節野菜を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、位置指定道路の残地について隣接農地の区画を整形するため譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番は、使用貸借をしている農地について、小作人である譲受人が取得するもので、取得後はイチゴを栽培するものです。

4番は、隣接宅地を所有する譲受人が取得するもので、取得後はインゲンマメ等を栽培するものです。

譲受人の住所地が遠方となっているのは、リフォーム中につき住所異動ができないことによるものです。

5番は、譲渡人の労力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はキュウリ・ナスを栽培するものです。

7番は、譲渡人の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、水稻及び果物を栽培するものです。

使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

8番は、譲渡人の農業廃止により、隣接地を所有し新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はブロッコリーを栽培するものです。

9番は、譲渡人の高齢化による経営縮小により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、

取得後は水稻を作付けするものです。

10番は、譲渡人の農業廃止により、隣接地に居住し新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はキュウリ及びダイコンを栽培するものです。

11番は、譲渡人と譲受人が自作地を相互に交換するもので、取得後はミカンを栽培するものです。

5条許可申請所有権12番に関連しています。

12番は、譲渡人の農業廃止により、認定農業者で新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は麦を作付けするものです。

18条6項通知4番に関連しています。

13番は、残存小作地を、小作人である譲受人が取得するもので、取得後はネーブル及びミカンを栽培するものです。

18条6項通知5番に関連しています。

14番、15番は、譲渡人の高齢化による経営縮小により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はミカンを栽培するものです。

16番は、譲渡人の労力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜及び果樹を栽培するものです。

17番は、残存小作地について、小作人である譲受人が取得するもので、取得後はアスパラ、ナス等の野菜を栽培するものです。

18条6項通知8番に関連しています。

18番は、譲渡人の耕作不便のため、隣接農地を所有する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

19番は、譲渡人の労力不足による農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転18件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書17ページを御覧ください。

1番は、平成15年頃から、3番は、昭和48年頃から、4番は、平成25年頃から納屋として、ま

た、5番は、昭和50年頃から道路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全、又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

2番は、平成10年頃から20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について5件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

田山副主幹 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

1番は、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。
また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1件御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第9号については、証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号は証明することに決定いたしました。
次に、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山副主幹 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1の2ページをお開きください。令和5年7月19日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました

3ページをお開きください。令和5年6月7日付けで県内の土木建築業者から香川県知事宛に、土地開発行為変更協議書が提出されたことによる意見照会がありました。

5ページをお開きください。5ページに位置図を付しています。

申請地は、高松空港から1,000メートル東に位置する香南町岡の山林等1.0711haです。土地開発行為の目的は土砂採取後に資材置場用地造成を行うことです。

開発計画の内容は3と4ページに記載のとおり、防災施設関係として水路工・法面緑化工・沈砂池等の施工を計画しているものです。

変更内容について、実施予定期間は現在8年間としておりますが、道路の付け替えなどの作業により、2年間延長し10年とすることです。

6ページ以降には、工程表を付しています。変更前の工程表については、平成30年での変更後の工程のため、72か月となっております。

1ページをお開きください。

令和5年7月27日に地区担当委員と事務局担当者で現地調査を実施し、地区部会で協議した結果、周辺に農地が在ることを踏まえ、高松市長には、下段の案のとおり「開発行為を行う場合には、開発区域周辺にある農地、農業用施設及び農作物に支障が生じないよう万全の措置を講じること。」と回答したいと考えております。

以上、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について1件、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議がないようでありますので、議案第10号は、原案のとおり意見決定し、回答することになりました。

議 長 次に、議案第11号 農地転用許可に係る審査基準及び高松市農地関係事務処理要領の一部改正並びに農地法第3条第1項の許可に係る審査基準及び農地法第3条関係事務処理要領の一部改正について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森農地係長 議案第11号 農地転用許可に係る審査基準及び高松市農地関係事務処理要領の一部改正並びに農地法第3条第1項の許可に係る審査基準及び農地法第3条関係事務処理要領の一部改正について御説明申し上げます。

資料2の1を御覧ください。

まず、農地転用許可に係る審査基準の一部改正についてでございます。

改正理由は、令和5年7月11日付け、香川県農政水産部長からの農地転用許可に係る審査基準の一部改正の通知に伴い、一部改正を行うものです。

主な改正内容でございますが、(1)のとおり、農業経営基盤強化促進法第19条に新たに地域計画に関する規定が設けられたことにより、許可の一般基準のうち、農地法第4条第6項第5号及び第5条第2第5号に定められた「地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総

合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」に同計画に関するものが追加されたため、該当箇所を改正するもの。

(2) その他といたしまして、引用規定の条項及び字句等の修正を行うものでございます。施行日は2の(1)のとおり、令和5年8月14日、週明けの月曜日とするものです。

なお、改正後の審査基準の全文につきましては、近日中に窓口へ備え付けする予定です。

資料2の2を御覧ください。

高松市農地関係事務処理要領の一部改正についてでございます。

改正理由は、令和5年7月11日付け、香川県農政水産部長からの香川県農地関係事務処理要領の一部改正の通知に伴い、一部改正を行うものです。

主な改正内容でございますが、まず、1の(1)の①のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、農業経営基盤強化促進法に規定されていた農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されていた農用地利用配分計画が、農用地利用集積等促進計画として統合され、これにより、農地法第4条第1項及び第5条第1項各号に掲げる許可不要となる場合のうち、関連する箇所が改正されたことから該当箇所を改めること。

次に、同②のとおり、営農型発電施設に係る書類のうち、「内容が適切かどうかについて必要な知見を有する者」による確認が必要になっているものについて、現在、「必要な知見を有する者」には、普及指導員を含まない取扱いをしているため、該当箇所を改めること。

次に、(2)のとおり、農地の賃貸借の解約等で、同法第18条第1項各号に掲げる許可不要となる場合のうち、先ほど申しあげました、農用地利用集積等促進計画に関わる箇所が改正されたことから、該当箇所を改めること。

(3) その他といたしまして、所要の字句整備等を行うものでございます。

施行日は2の(1)のとおり、令和5年8月14日、週明けの月曜日とするものです。

改正後の事務処理要領の全文につきましては、近日中に窓口へ備え付けし、様式関係はホームページにも掲載予定です。

次に、資料2の3を御覧ください。

農地法第3条第1項の許可に係る審査基準及び農地法第3条関係事務処理要領の一部改正についてでございます。

改正理由は、令和5年7月11日付け、香川県農政水産部長からの「農地法第3条第1項の許可に係る審査基準準則」及び「農地法第3条関係事務処理要領準則」の一部改正の通知に伴い、一部改正を行うものです。

主な改正内容でございますが、まず最初に、1の(1)の①、審査基準の、「全部効率利用要件」の判断基準として、権利取得後において行う耕作又は養畜の事業の具体的内容を明らかにしない場合、申請農地等の一部のみで耕作を行う場合、その事業が近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地等の生産性と比較して相当程度劣る場合を、農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものとは認められない例として規定するもの。

②のとおり、「下限面積」の要件の撤廃に伴い、該当部分を削除。

③のとおり、「地域との調和要件」における、「周辺の地域性における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがあると認められる場合」として、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定された地域計画の達成に支障が生じる恐れがあると認められる場合、既に集落営農や経営体により農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、小面積の農地の権利取得等によってその利用を分断するような場合を追加し、また、同計画で定める「目標地図」の実現に資するよう、許可の判断を行う必要がある旨を明記するものです。

(2) その他の規定整備としまして、表記の統一、その他字句の整備等を行うものでございます。

次に、2「農地法第3条関係事務処理要領」の改正についてでございます。

(1) 下限面積の要件の撤廃に伴い、本文中及び各様式で引用していた箇所を改正するものです。

次に、(2) 内容審査において、資産保有目的、投機目的の農地等の取得でないことを確認項目に追加するものです。

次に、(3) 農地法第3条第1項第14号の2の改正に係るものとして、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正により、農地中間管理機構が農地中間管理事業の実施により取得できる権利として、従来の農地中間管理権以外に、農業経営等の受託権が追加されたことから、関係様式を改正する。

次に、(4) 農地法第6条の2第1項の改正に係るものとして、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画が、農用地利用集積等促進計画に統合されたことに伴い、農地所有適格法人以外が行う報告書の様式について、改正するものです。

(5) その他の規定整備としまして、字句の整備等を行うものでございます。

施行日は3の(1)のとおり、令和5年8月14日、週明けの月曜日とするものです。

なお、改正後の審査基準及び事務処理要領の全文は、近日中に窓口に備え付けし、様式関係はホームページにも掲載予定です。

以上、議案第11号 農地転用許可に係る審査基準及び高松市農地関係事務処理要領の一部改正並びに農地法第3条第1項の許可に係る審査基準及び農地法第3条関係事務処理要領の一部改正についての説明は以上でございます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

富本委員 農地法第3条許可申請の内容審査に、資産保有や投機目的の取得でないことが確認項目として追加となっているが、どのように確認するのか。

森課長補佐 農地法第3条許可の所有権移転については、下限面積がなくなり、所有権移転がしやすくなったことで、不動産業の方が、投機を目的とした小面積の農地を取得することも考えられ、申請の際に耕作目的であるかどうかを確認することとしたものである。

農地法第3条許可による農地取得後に短期間で転用申請が提出される場合や、農地を不動産目的として取得する場合などは注意しておくということで追加したものである。

富本委員 農業委員の主観が多分に入ることになる。

議 長 疑うときりがないが、話の中で近い将来に転用の話があれば、農地法4条や5条の転用申請をしてくださいと指導することが必要である。

目標地図の作成を地域計画の中で進めている段階で、小面積農地の所有権移転申請が提出された場合はどのように整合性をとるのか。

森課長補佐 地域計画のエリアを定めて集積を目的とした農地集団の中で、一部の小面積の農地が抜けてしまうと効率的な集団化ができなくなり地域計画に支障をきたす恐れがあることから、あらかじめ移転や転用の計画が判明している場合は、対象地を除いた状態で地域計画を組みあげていかなければならない。

議 長 地域計画の途中で3条許可申請が提出された場合は、どちらを優先するのか。

森課長補佐 3条許可申請の下限面積の撤廃は、流動化の促進のために見直されたものであることから、令和7年3月末日の地域計画並びに目標地図が確定するまでは、流動的に3条許可申請を受けることになる。

一度エリアを設定してしまうと、エリアからの除外をしなければ他の転用もできなくなる。

議 長 小面積の取得でも農業を継続してくれれば良いが、将来その農地を誰が使うことになるのか不透明になるということも起きる。

審査基準の改正の中で、どのように明記していくかが難しいところである。

複雑で分かりにくいのが、市民が相手であり、基準に則って説明する必要がある。

白井委員 受付窓口で審査基準を備え付ける際には、申請者に分かりやすい説明となるようお願いしたい。

中田委員 違反転用行為について、過去に県内で現状復帰命令があったと聞いたが、罰則はないのか。

森課長補佐 具体的な罰則規定は作成していないが、許可申請時に行う書類審査と現地調査が主となるため、定例総会前に開催する地区部会で疑義があるものについては継続審議となることもある。

無断転用については、追認許可とはなるが解消するように進めている。

山上局長 不適切な事案については、香川県農業会議を介して全国農業会議所が事案のパターンを収集しており、何らかの措置を講じるように動いているところで、これらを通じて国に働きかけている段階である。

議 長 その他に御意見、御質問はありませんか。———御質問がないようでありますので、議案第11号については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号の変更案については承認することに決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

報告ア 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、事務局の報告及び説明をお願いします。

浮田農政管理係長 報告ア 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、御説明申し上げます。資料3-1から資料3-3を御覧ください。

6月12日に開催した令和5年度第3回定例総会におきまして、高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、高松市長から農業委員会に対して意見伺いがあった件については、「意義なし」との回答を行っていたところですが、その後、香川県との協議の中で一部内容の変更を求められているので、その点について御報告申し上げるものです。

変更箇所、変更内容等につきましては、農林水産課の職員の方から説明させていただきます。

農林水産課 藤澤課長補佐 本年6月に農業委員の皆様にご意見をいただきまして、その後、県の方に高松市農業経営基盤強化基本構想ということで提出をさせていただいております。

その中で、県の方から追記と言いますか、いろいろ変更事項がございまして、その説明に参った次第でございます。

詳細な説明については担当の三好の方から説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

農林水産課 三好 それでは、先ほど藤澤からお話ございました、高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更ということで、6月の定例総会後の県との協議、その後の変更がございましたので、追加点のみ御報告させていただきたいと思っております。

まず資料3-1の概要を記載している資料を御覧ください。

内容ということで、まず大きく3点ございます。

まず1点目につきましては、二重丸第4というところで、第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項について以下の項目を追記するものということで、2市が主体的に行う取り組み、3 関係機関の連携・役割分担の考え方、4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・情報提供というところでございます。内容につきましては、併せてお配りしてございます資料で、3-2というものと3-3というものがあると思っております。3-2の新旧対照表、A4横の新旧対照表を使って御説明をさせていただきたいと思っておりますので御覧ください。

この第4につきましては、36分の12ページのところからになります。

左側に改正後ということで、こちらは農業を担う者の確保・育成の考えかたで、新たに2、3、4の大きい項目を追記をしております。

こちらについて説明させていただきます。

まず農業を担う者の確保にあたりまして、市が主体的に行う取組でございますが、「本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う者の確保に向けて、相談センター、農業改良普及センターやJA香川県等の関係機関と連携体制を構築し、就農希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修方法の紹介、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。」ということとしてございます。

また、「就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するた

めの相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。」こととしてございます。

次に3番、関係機関の連携・役割分担の考え方、「本市は、新たに農業経営を営もうとする青年や農業を担う者が、地域農業の担い手として育成・定着するよう、相談センター、農業改良普及センター、農業委員会、香川県立農業大学校、JA香川県、農地機構等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農に向けた情報提供及び就農相談の対応、技術や知識、経営管理能力等の習得のための研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。」としてございます。

「① 農業委員会、農地機構は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農用地等に関する相談対応、情報の提供、農用地等の紹介・あっせん等を行う。② JA香川県は、就農希望者の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械等の確保相談や農業支援サービス事業体の活用相談など必要なサポートを行う。③ 株式会社日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。④ 個々の集落では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。」としてございます。

次にページをおめくりいただきまして、36分の14ページでございます。

4番ということで、就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供「本市は、高松市地域農業再生協議会やJA香川県等と連携し、就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び相談センターに情報提供する。

また、本市は、相談センター及び農業改良普及センターは、研修先や就農先を調整した後においても、その後の研修・調整・定着状況を随時把握し、関係者と連携して助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、状況に応じて他の研修先や就農先等との調整を行う。

また、本市は、JA香川県等と連携し、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県及び相談センターに情報提供するとともに、相談センターは、就農希望者とマッチングを行い、本市と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。」ということで、以上3点を追記することについて県からの指示がありまして、追記をしております。

次に第2点めでございます。新旧対照表で言いますと18ページのところです。

第6の農業経営基盤強化促進事業に関する事項の内、地域計画推進事業に関する事項でございます。

こちらも、前回第6回（正しくは第3回）の定例総会の際には記載してございましたが、次のページをおめくりいただきまして、19ページの3行目から追記をさせていただいております。

「地域計画の策定における協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定することとし、開催に当たっては、高松市地域農業再生協議会、JA香川県等と連携し、周知を図る。

参加者については、農業者、高松市地域農業再生協議会地区水田部会の地区部会員とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うとともに、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を本市及びJA香川県に設置する。

また、農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、必要に応じ、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

さらに、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地機構、JA香川県、土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施するものとする。」ということで、協議の場等々の取決めをこちらに追記させていただきました。

最後に3点目ですが、新旧対照表で言いますと36分の20ページの下段の方です。こちらは右側改正前、左側改正後とありますが、農地法の下限面積について改正前右側は規定をしてございました。そちらを今般の撤廃ということで削除をし、併せて利用権設定の場合については、農業委員会及び市長が別に定めるところによるということで、経営面積の条件について記述方法を変更させていただいたところでございます。

それと農地の方で、次は22ページです。こちらですが、改正前右側の方、(3)開発を伴う場合の措置ということで、2つ事項を規定してございました。

こちらにつきましては、改正後削るということになっておりますが、開発に関しましては、改正前でございますように農業経営基盤強化促進法の基本要綱内に、開発事業計画の様式等々が規定されておった訳ですが、こちらは農地法の農地改良届出であるとか制限除外の届出であるというところで、現状運用でカバーできていると考えておりますので、こちらにつきましては削るということにさせていただきたいと思っております。

他は全般的に文言の軽微な変更等させていただいたところでございます。

内容につきましては以上となりますが、6月の定例総会で基本構想の意見をお伺いした際に、三笠会長から御意見がございました「多様な担い手」という言葉が今全国的に出回っている訳ですけど、その「多様な担い手」について高松市として、どのような考え方をしているのかというところを、御意見をお伺いしたところで明確な回答ができておりませんでしたので、この場をお借りして、併せて回答させていただければと思います。回答につきましては藤澤の方からさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

農林水産課 藤澤課長補佐 失礼いたします。6月の際には貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

三笠会長さんの方から、多様な担い手、多様な農業人材とはということで御意見をいただきました。本市においては、今後、取組を進めて行く、先ほどから、よく出てくる地域計画でござ

いますが、これに基づき持続的に農地を利用する人材を主とし、多様な担い手いわゆる多様な農業人材として位置付けることを想定しております。

具体的に、持続的に営農を継続、例えば10年以上していくとか、中小家族経営農家、半農半Xいわゆる兼業農家、それと定年帰農者、あと農業支援グループなどがこれに当たるのかなと考えております。

この多様な農業人材の枠組みにつきましては、担い手という大きな枠がございまして、その中には主要な担い手、これが何に当たるかといいますと、認定農業者だったり認定新規就農者とあと営農する法人、こういったものを主要な担い手という位置づけ、あと多様な担い手としては、その中に先ほど御説明しました半農半Xだったり、定年帰農者だったり、10年以上継続して行くような家族経営農家というのを入れていくと、それを総括して担い手いわゆる農業を担う者ということで考えております。

改正農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日から施行いたしまして、先程説明がありました令和6年度末までに地域計画を作成、目標地図を作成ということで、農業委員会と農林水産課が連携しつつ、今後各地区の地域再生協議会であります水田部会を軸に、県の6月の議会の答弁にもありましたとおり、県の普及センターを中心に、各市町の農地マネジメント推進チームということで、JA、機構、市町、農業委員会と連携しながら各地区に赴いて協議の場を設けていただいて、地域計画の作成に向けて進めて行くところでございます。

併せて、地図作成につきましても農業委員さんにもお力添えをいただきまして、スムーズに行っていきたいと考えております。

あと、地域計画の中に先程説明もありましたが、当然ながら地域計画の中に盛り込んで行く農地の貸借は、中間管理事業を通じての貸借を想定しております。

地域計画に載せていなければ、当然ながら機構に貸付けができないという形になってきております。それと転用関係につきましても、指定をしておれば当然ながら規制がかかってきます。

ただ、これは農業経営基盤強化促進法で規制はしますが、設定したものが絶対かというところではありません。当然ながら追加とか変更とかも各地区の協議の中で揉んでいただいて、実際のところ転用するから除けるというのであれば、当然除けてもいいですし、10年後を見据えた目標地図の中で担い手さんに基本的に集積をしていくという地図の作り方にはなりますが、あくまでそれは10年後の将来を見据えた地図ということでありますので、経済状況であったり、色々なことがあって変更もあつたりすると思っておりますので、それはそれで変更とか追記も可能だと思っておりますので、併せて説明させていただきました。

今日は貴重なお時間をいただきまして、基本構想の関係と、会長さんの方から「多様な担い手」の考え方についてどうかということで、お示しさせていただいたところでございます。

ありがとうございました。

議長 ありがとうございました。皆さん何か御質問はございませんか。これは色々話始めたら長くなるので、今日は私の方は控えさせていただきます。

農林水産課 藤澤課長補佐 また、今年度中に、一応、高松市内で30の人・農地プランを作成

しておりました、当然、農業委員さんにおかれましては、各地区の水田部会に参加していただいていると思っておりますので、その水田部会に赴いて、「地域計画」「目標地図」とは何かというところから私どもが説明に参りますので、細かい質問等はその時にしてもらえたらと思いますので、併せてよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、この報告事項についてはよろしいですか。

これは報告案件でございますので、次の報告案件に移ります。

次に、報告事項 イ 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。お手元の資料4を御覧ください。

令和5年7月5日から同年8月3日分までであります。

まず、許可件数ですが、6月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が6件、7月議決分といたしまして4条が14件、5条が29件、合計で4条が14件、5条が35件です。

許可保留件数につきましては、6月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が1件、7月議決分といたしまして4条が1件、5条が17件、合計で4条が2件、5条が18件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。令和5年4月議決分の5番が、経済産業省認可の名義相続変更により、許可保留になっております。

2ページを御覧ください。

7月議決分の6番が開発許可により、許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

次に5条関係です。

令和5年5月議決分の所有権8番が、表の右端の欄に記載にありますとおり、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用、用途廃止により、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

令和5年7月議決分の所有権2番、5番、6番、7番、11番、14番、15番、16番、17番、18番、19番が表の右端の欄に記載にありますとおり、それぞれ開発許可、法定外占用、道路工事承認未了、史跡等現状変更、大店舗立地法、用途廃止により、許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同じく7月議決分で所有権22番、24番、25番、27番、賃借権1番、2番が、表の右端の欄に記載にありますとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により、許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

許可保留案件はありませんでした。

今回の許可状況についての報告は以上です。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

最後にその他ですが、「農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ決議（案）について」であります。

先日20日及び地区部会におきまして、「全国農業新聞」の購読を御依頼申しあげたところですが、今月1日時点で農業委員、農地利用最適化推進委員の併せて26人の方が未購読であります。

そこで、本市農業委員会における農業委員、農地利用最適化推進委員全員の全国農業新聞の購読を目標とするために、事務局に命じて決議文を作成しました。

お手元にお配りしておりますのが、その決議文案でございます。

事務局読み上げてください。

山上事務局長 「農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ決議」農業委員会系統組織の組織紙である「全国農業新聞」は農業・農政等の情報や知識はもとより、全国の農業委員会が創意工夫して取り組む事例が数多く掲載される、いわば「農業委員・農地利用最適化推進委員活動の参考書」である。

特に本年からは、地域の話し合い等を主導し「目標地図」素案の策定に向け、農業委員と農地利用最適化推進委員が一丸となって取り組む必要がある。

そのためには、農業委員・農地利用最適化推進委員一人ひとりが「全国農業新聞」を購読し、自ら毎週読むことで、担当地区の委員活動に役立てることが重要である。

よって、私たち高松市農業委員会の農業委員・農地利用最適化推進委員は、より良い農業委員会活動を推進していくため、委員全員が「全国農業新聞」を購読することをここに申し合わせる。

令和5年8月10日、高松市農業委員会。

議 長

委員各位の御賛同をいただけますなら、この決議を承認したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、この決議を承認することといたします。

それでは、未購読者の方には、この際、是非、全国農業新聞の購読申込手続をすすめていただくことをお願い申しあげて、この件を終えたいと存じます。

これで令和5年度第5回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時15分 閉会